大栄環境㈱西宮事業所　焼却施設　維持管理計画

	基準	適合計画
1	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ピット・クレーン方式によって燃焼室にゴミを投入する場合は常時廃棄物を均一に混合する。
2	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式または一時間当たりの処理能力が二トン未満の焼却施設にあっては、この限りでない。	燃焼室への廃棄物の投入は外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う。
3	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（廃ＰＣＢ等の焼却施設にあっては、千百度）以上に保つこと。	燃焼ガスの温度を800℃以上に保つ。
4	焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるよう焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように燃焼する。
5	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時は助燃設備を作動させる等により炉温を速やかに上昇させる。
6	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時は助燃設備を作動させる等により燃焼室の炉温を高度に保ち廃棄物を燃焼しつくす。
7	燃焼室内の燃焼ガス温度を連続的に測定し、かつ記録すること。	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。
8	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね二百度以下に冷却することができる場合にあってはこの限りでない	集塵機に流入する燃焼ガスの温度を概ね200℃以下に冷却する。（集塵機内で冷却する場合は集塵機内で冷却された燃焼ガスの温度）
9	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（８のただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する（集塵機内で冷却する場合は集塵機内で冷却された燃焼ガスの温度）
10	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	排ガス処理設備・冷却設備に堆積したばいじんを除去する。
11	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100(100ppm)以下となるようごみを焼却すること。	排ガス中のＣＯ濃度が100ppm以下になるように燃焼する。
12	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。	排ガス中のＣＯ濃度を連続的に測定・記録する。
13	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が処理能力に応じた基準の濃度以下になるようごみを焼却すること。	排ガス中のダイオキシン類濃度が基準値以下になるように焼却する。
14	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度は年一回以上、ばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。）は６月に１回以上測定し、かつ、記録すること。	排ガス中のダイオキシン類濃度を年１回以上測定・記録する
15	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
16	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散および流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	ばいじんと焼却灰を分離して排出し貯留する。
17	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	ばいじんと焼却灰を分離して排出し貯留する。
18	火災の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災防止に必要な措置を講ずると共に消火設備を備える。
19	燃焼室等の構築材質が劣化し、または損傷していないことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。	燃焼室等の構築材質が劣化し、または損傷していないことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。
	【特別管理産業廃棄物・動植物性残渣】	
20	特別管理産業廃棄物及び悪臭の発生する物や泥状の動植物性残渣の保管を行う場所は、構造耐力上安全であり周囲に囲いを設け、他の物と混合しないようにすること。	周囲の囲いを設け、構造耐力上安全設計し、他の物と混合しないように管理を行う。
21	特別管理産業廃棄物及び悪臭の発生する物や泥状の動植物性残渣の保管を行う場所に、特別管理産業廃棄物及び動植物性残渣の保管である旨、必要な事項を表示した掲示板を設けること。	必要事項を記入した掲示板を設置する。
22	保管場所の病害虫の発生が生じないようにすること。	定期清掃及び薬剤散布等を行い病害虫の発生を防止する。